

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部紀要編集会議要項の一部改正（案）について

改正理由：教授会組織の見直しに伴い、必要な事項を定めるものである。

改 正 (案)	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項（平成24年2月2日制定）<u>第8条第2項の規定に基づき、各学系、教職大学院及び機構（大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構をいう。以下同じ。）</u>（以下「学系等」という。）ごとに置く<u>紀要編集会議</u>（以下「編集会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 編集会議は、次の各号に定める事項を審議する。</p> <p>(1) 東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の編集及び編集計画の立案に関すること。</p> <p>(2) 紀要の原稿の整理に関すること。</p> <p>(3) その他<u>当該学系等</u>における紀要の編集に関する事項 (組織等)</p> <p>第3条 <u>各学系における編集会議</u>は、<u>次の各号に掲げる委員</u>で組織する。</p> <p>(1) 学系長</p> <p>(2) 当該学系の各講座主任</p> <p>(3) <u>その他必要に応じて次項の議長が委嘱する教員</u></p> <p><u>2 学系における各編集会議に議長及び副議長を置き、議長は前項第1号の委員をもって充て、副議長は前項第2号及び第3号の委員の互選により定める。</u></p> <p><u>3 教職大学院における編集会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。</u></p> <p>(1) <u>教職大学院長</u></p> <p>(2) <u>教職大学院所属教員から選出された者 若干名</u></p> <p>(3) <u>その他必要に応じて次項の議長が委嘱する教員</u></p> <p><u>4 教職大学院における編集会議に議長及び副議長を置き、議長は前項第1号の委員をもって充て、副議長は前項第2号及び第3号の委員の互選により定める。</u></p> <p><u>5 機構における編集会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。</u></p> <p>(1) <u>機構教授会議長</u></p> <p>(2) <u>各機構所属教員から選出された者 各1名</u></p> <p>(3) <u>その他必要に応じて次項の議長が委嘱する教員</u></p> <p><u>6 機構における編集会議に議長及び副議長を置き、議長は前項第1号の委員をもって充て、副議長は前項第2号及び第3号の委員の互選により定める。</u></p> <p><u>7 第2項、第4項及び前項の議長は、各編集会議を招集する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項（平成24年2月2日制定）<u>第7条第2項の規定に基づき、学系ごとの紀要編集会議</u>（以下「編集会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 編集会議は、次の各号に定める事項を審議する。</p> <p>(1) 東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の編集及び編集計画の立案に関すること。</p> <p>(2) 紀要の原稿の整理に関すること。</p> <p>(3) その他<u>当該学系</u>における紀要の編集に関する事項 (組織)</p> <p>第3条 <u>編集会議</u>は、<u>次に掲げる委員</u>で組織する。</p> <p>(1) 学系長</p> <p>(2) 当該学系の各講座主任</p> <p>(3) <u>次条第1項の議長が指名する教員 若干名</u></p>

8 第1項第2号、第3項第2号及び第5項第2号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 第1項第3号、第3項第3号及び第5項第3号の委員の任期は、議長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。ただし、委嘱する当該年度を超えることはできないものとする。

(編集長等)

第4条 各編集会議に編集長を置き、編集長は前条第2項、第4項及び第6項の副議長をもって充てる。

2 編集長は、編集・出版の実務にあたる。

(庶務)

第5条 編集会議に関する庶務は、学系にあっては当該学系が、教職大学院にあっては教職大学院が、機構にあっては機構が処理する。

[省略]

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

(議長等)

第4条 編集会議に議長及び副議長を置き、議長は前条第1号の委員をもって充て、副議長は前条第2号及び第3号の委員の互選により定める。

2 議長は会議を招集する。

(庶務)

第5条 編集会議に関する庶務は、当該学系が処理する。

[省略]